

株券電子化に伴う特別口座開設に関する公告

平成 20 年 11 月 1 日

株主および登録株式質権者各位

東京都品川区西五反田七丁目 22 番地 17 号

株式会社 大谷工業

代表取締役社長 芝崎安宏

当社は、「株式等の取引に係わる決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 88 号）（以下「決済合理化法」といいます）施行後の株式等振替制度（株券電子化制度）に関して、当社の発行する普通株式を振替機関である株式会社証券保管振替機構が取り扱うことを「社債、株式等の振替に関する法律」第 13 条 1 項の規定に基づき同意いたしました。

つきましては、決済合理化法附則第 8 条第 1 項に基づき下記のとおり公告いたします。

記

1. 決済合理化法の施行日において、機構をご利用になっていない株式に係る株主及び登録株式質権者の皆様の権利を保護するため、その氏名又は名称、ご所有の当社普通株式の株式数等決済合理化法附則第 8 条第 5 項に定める事項を機構に通知いたします。

2. 特別口座を開設する口座管理機関は次のとおりです。

東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号

三菱 UFJ 信託銀行株式会社

以 上